

平成30年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(9 月 7 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	神奈川県安心こども基金条例 新旧対照表	1
2	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	2

1 神奈川県安心こども基金条例（平成21年神奈川県条例第6号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成32年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>

2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （職員の配置の基準）</p> <p>第3条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第1項、第2項、<u>第7項</u>、第8項及び第10項の常勤換算方法は、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5（略）</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。第12項第2号において同じ。）</u>若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。第12項第3号において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号イ及び第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに<u>あつては</u> <u>入所者の処遇に支障がない場合には</u> <u>当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができるものと</u> <u>し、第1項第3号イの主任生活相談員についてはサテライト型養護老人ホームに</u> <u>あつては常勤換算方法で、1以上とする。</u></p> <p>8・9（略）</p> <p>10 第1項第5号及び第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければな</p>	<p>第1条・第2条（略） （職員の配置の基準）</p> <p>第3条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第1項、第2項_____、第8項及び第10項の常勤換算方法は、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5（略）</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の_____ <u>介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。第12項第1号において同じ。）</u>若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。第12項第2号において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号イ及び第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム <u>について</u> <u>は、入所者の処遇に支障がない場合には、</u> <u>当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる</u> _____。</p> <p>8・9（略）</p> <p>10 第1項第5号及び第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければな</p>

